

日本臨床腎移植学会会則

第1条 名称

本会は日本臨床腎移植学会 (Japanese Society for Clinical Renal Transplantation : JSCRT) と称する。

第2条 目的

本会は腎移植の臨床に関する諸問題につき検討を行い、腎移植の推進をはかり、その成績の向上に資すること、ならびにその関連分野の発展普及をはかることを目的とする。

第3条 事業

本会はその目的を達成するため、学術集会の開催、記録の刊行、腎移植医療の普及啓発、腎および他の諸臓器・組織の提供の推進、その他必要な事業を行う。

第4条 会員

本会の会員は本会の目的に賛同する下記のものとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 医師会員 | 腎移植およびその周辺医療に携わる医師 |
| (2) 医療スタッフ会員 | 腎移植およびその周辺医療に携わる医師以外の医療従事者 |
| (3) 施設会員 | 腎移植およびその周辺医療を実施している医療施設 |
| (4) 賛助会員 | 上記以外の団体または個人 |
| (5) 名誉会員 | 総会日に年齢が66歳以上であり、会長経験者あるいは通算2期以上にわたって理事または監事の経験者である、もしくは通算20年以上評議員であること。 |
- 但し、本条の規定に関わらず、理事会において名誉会員候補者となるにふさわしいと認められた場合。

但し、施設会員、賛助会員の入会については理事会の議決を得て、評議員会の承認を必要とする。

尚、個人会員（医師会員・医療スタッフ会員）入会に際しては、最低一人の評議員からの推薦を必要とする。

第5条 会費

各会員の年会費は下記の額とする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 医師会員 | 10,000円 (平成28年9月29日評議員会決定) |
| (2) 医療スタッフ会員 | 2,000円 |
| (3) 施設会員 | 10,000円 |
| (4) 賛助会員 | 一口 50,000円 |

但し、下記の会員の会費はこれを免除する。

- (1) 名誉会員
- (2) 70歳以上の個人会員

第6条 役員

1. 本会に下記の役員をおく。

理事長	1名
-----	----

副理事長	1～2名
移植学会腎移植担当理事	1名
学会長	1名
理事	若干名
評議員	約100名

(看護部門6～7名、移植コーディネーター部門5～6名を含む)

監事 2名

2. 理事長は評議員会の推薦および総会の承認により定め、本会を代表する。任期は3年とし、2期までとする。
3. 副理事長は理事の中から理事長が指名する。
4. 本学会の理事長は日本移植学会腎移植担当理事を兼ねることができる。
5. 学会長は学術集会を主催する。任期は1年とし学術集会の翌日より主催する学術集会最終日までとする。
6. 学会長の選出は評議員会の推薦を経て、総会で決定する。
7. 理事は理事長が評議員の中から推薦し、評議員会にて承認する。
8. 評議員は地域性、活動性を考慮し、評議員会にて決定し、理事長が委嘱する。任期は3年とし、再任を妨げない。
9. 監事は評議員会の承認により定め、本会の会計を監査し、評議員会に報告する。任期は3年とし、再任を妨げない。
10. 役員の定年は65歳とする。

第7条 理事会

理事は理事会を構成し、本会の事業ならびに運営方針を決定し、理事長の業務を補佐する。

第8条 評議員会

1. 評議員会は年1回以上開催するものとし、理事長がこれを招集する。
2. 評議員会の議長は理事長がこれを務める。
3. 名誉会員は評議員会に出席することができるが、議決権はない。
4. 評議員会は本会の円滑な運営のため、理事長、学会長、その他の役員の推薦、事業計画・予算案の作成、事業および会計報告の提出と議決の他、各種委員会の設置等の議を行う。
5. 評議員会は評議員の過半数の出席（欠席者の委任状は有効とする）をもって成立し、議決は出席者と委任状を含めた過半数をもってする。
6. 評議員は3回連続評議員会に欠席したときにはその資格を失う。

第9条 総会

年1回総会を開催する。総会は学術集会開催期間中に理事長が招集し、議長をつとめる。他に会員の総意を得る必要のある時は臨時総会を開催することができる。総会の議決は出席者の過半数をもってする。

第10条 学術集会

年1回学術集会を開催する。学術集会は学会長が主催、運営する。

第11条 会計

本会の運営は会費、寄付金などの収入をもってする。

会計年度は1月1日より12月31日までとし、各年度の予算案、決算報告は事務局が評議員会に報告し、総会の承認を得る。

第12条 委員会

本会に委員会を置くことができる。

委員会の委員長および委員は評議員会の議を経て理事長が委嘱する。

委員会の設置ならびに廃止は評議員会の議を経て理事長が決定する。

第13条 幹事

理事長は、理事会の議決を経たうえ、正会員の中から若干名の幹事を委嘱することができる。

幹事は、理事長の命を受けて、この学会の会務を分掌する。

幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 退会

1. 退会を希望するものは、その旨を事務局に届け出なければならない。その場合既納の会費は返却しない。

2. 連続して2年間会費を納入せず、督促に応じない会員は退会したものとみなす。

第15条 会則の変更

本規約の変更は評議員会の議決を得て発効し、総会に報告する。

第16条 事務局

本会の事務局は、〒602-0841 京都市上京区河原町通広小路ル梶井町465
京都府立医科大学大学院医学研究科 移植・再生外科学内におく。

TEL：075-251-5532

FAX：075-223-6189

e-mail：orgtx@koto.kpu-m.ac.jp

付 則

- ・ 本規約は平成14年2月6日より発効する。
- ・ 本規約の細則は別に定める。
- ・ 本規約にない不測の事態には、理事長および理事会でこれにあたる。
- ・ 平成19年3月1日 一部改訂
- ・ 平成20年1月28日 一部改訂
- ・ 平成21年1月28日 一部改訂
- ・ 平成22年1月28日 一部改訂
- ・ 平成23年1月27日 一部改訂
- ・ 平成24年2月2日 一部改訂
- ・ 平成24年9月20日 一部改訂
- ・ 平成25年1月30日 一部改訂
- ・ 平成28年9月29日 一部改訂
- ・ 平成29年2月15日 一部改訂